

平成21年度 6月補正予算のあらまし

平成二十一年度六月補正予算は、一般会計で歳入・歳出をそれぞれ二億七、二〇五万五千円増額し、一、二七億七、一八八万三千円とし、特別会計も含めた総額は、二、一九二億一、〇八〇万四千円となりました。

一般会計補正額の歳入は、国庫支出金一三〇〇万円、都支出金一億二億三千万二千円、繰入金一六、八八二万三千円です。

一般会計の歳出の主なものは次のとおりです。

【衛生費】

事業費五億四、六〇〇万円）。

あきかん等散乱対策費の路上喫煙規制指導事業費一、〇五九万九千円。

【農林費】

北部丘陵まちづくり推進費の田園環境整備事業委託料一、五〇八万三千円。

【土木費】

自転車対策費の放置自転車対策委託料一、〇六一万円

公園緑地管理費の公園緑地管理事業費一、三四〇万円。

【教育費】

（小学校）学校管理運営費の理科教材購入費一三〇〇万円

（中学校）学校管理運営費の理科教材購入費一三〇〇万円

文化財保護費の遺跡遺物整理委託料一、二八一万円、青少年教育事業費の子ども遊び場見守り事業費一、六五〇万三千円、博物館事業費の館蔵資料整理委託料一、〇二九万二千円。

【民生費】

さるびあ特別支援金費のさるびあ特別支援金一四三三万円

保育所整備補助事業費の民間保育所整備事業費補助金一億五〇〇万円（平成二一、二〇年度債務負担行為事業）

平成21年度6月補正 会計別予算構成表

区分	補正前の額		補正額		計	
	千円	構成比%	千円	構成比%	千円	構成比%
一般会計	121,499,828	55.5	272,055		121,771,883	55.6
特別会計						
国民健康保険事業	41,431,641	18.9	-		41,431,641	18.9
下水道事業	12,300,334	5.6	-		12,300,334	5.6
忠生地区画整理事業	1,103,599	0.5	-		1,103,599	0.5
老人保健医療事業	77,128	0.0	-		77,128	0.0
介護保険事業	19,820,681	9.1	-		19,820,681	9.0
後期高齢者医療事業	6,119,434	2.8	-		6,119,434	2.8
受託水道事業	2,175,700	1.0	-		2,175,700	1.0
病院事業	14,410,404	6.6	-		14,410,404	6.6
収益的	13,544,570	6.2	-		13,544,570	6.2
資本的	865,834	0.4	-		865,834	0.4
小計	97,438,921	44.5	-		97,438,921	44.4
合計	218,938,749	100.0	272,055		219,210,804	100.0

可決した議案の内容

町田市手数料条例の一部を改正する条例

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、関連する手数料を新設するため、所要の改正をするもので平成二十一年七月一日から施行されました。

町田市市税条例の一部を改正する条例

地方税法の改正に伴い、個人住民税における住宅借入金等税額控除の創設その他必要な事項について、所要の改正をするものです。

町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法の改正に伴い、新たに創設された「小規模住居型児童養育事業」の対象者を医療費助成の対象から除外するため、所要の改正をするもので、公布の日から施行し、改正後の町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成二十一年四月一日から適用されます。

町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

大戸小学校の校内に新たに学童保育クラブを設置するため、所要の改正をするもので平成二十二年四月一日から施行されます。

町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例の一部を改正する条例

新たに路上喫煙の禁止に關し必要な規定を整備することにより、地域の環境美化と安全な街づくりを推進するため、所要の改正をするもので、平成二十一年一月一日から施行されます。ただし、目次の改正規定を（「第二六条」を「第二七条」に改める部分に限る。）及び第二六条の次に一条を加える改正規定は、平成二十二年四月一日から施行されます。

町田市景観条例

町田市の良好な景観の形成に關し、景観法に基づき必要な事項を定めるとともに、町田市独自の施策を定めるため、条例を制定するもので、平成二十二年一月一日から施行されます。ただし、第二章及び第五章並びに附則第二項及び附則第三項の規定は、平成二十二年八月一日から施行されます。

町田市市街地調整区域における適正な土地利用の調整に関する条例

市街地調整区域における土地利用の調整に關する手続、基準その他必要な事項を定めることにより市街地調整区域の適正な土地利用を図り、もって市街地調整区域の自然環境、景観及び生活環境を保護するため、条例を制定するもので、平成二十二年一月一日から施行されます。

町田市立学校設置条例の一部を改正する条例

平成二十四年四月に小山中学校を設置するため、所要の改正をするもので、平成二十四年四月一日から施行されます。

清掃工場1号、2号タービン交流発電機更新工事請負契約

町田リサイクル文化センター全体の電力を供給している蒸気タービン用発電機を更新するため、工事請負契約をするものです。

つくし野中学校校舎等改造及び耐震補強工事（一年度）請負契約

校舎等の老朽化の解消及び教育環境の充実を目的とする改造並びに耐震補強を行うため、工事請負契約をするものです。

町田市立小山中中央小学校プール及び学童保育クラブ新築工事請負契約

町田市立小山中中央小学校の建設に伴い、プール及び学童保育クラブを建設する工事請負契約をするものです。

学校用パソコン購入

学校ネットワーク整備計画に基づきデスクトップパソコン九二台及びノートパソコン一九〇台を購入するものです。

市議会の活動を知るには

町田市議会の活動を知るには次のような方法があります。

◆ 会議の傍聴

傍聴は、議会活動に触れる最も身近な方法です。本会議、委員会とも議事事務局（市役所五階）で傍聴券の交付を受ければ、どなたでも傍聴することが出来ます。傍聴券は、午前八時三〇分から先着順に交付します。傍聴席の数は、本会議場が八八席、委員会では、第一委員会室・議場ロビーともに三

◆ 会議録の閲覧

市議会では、本会議の模様を全部記録してある「町田市議会会議録」を刊行しています。市政情報課（やまびこ）、市内各図書館、市役所一階の市民フロアー、議事事務局などで閲覧することが出来ます。各委員会については、委員会記録を議事事務局・市政情報課で閲覧出来ます。

◆ 市議会ホームページ

インターネット上に町田市議会のホームページを開設しています。

◆ 市議会だより

市議会では、市民の皆様へ議会の活動を知っていただくために、「町田市議会だより」を発行しています。年四回開かれる定例会や臨時会の内容を掲載しています。定例会の終了した翌月末を目途に発行しており、新聞折り込みによって配布しています。このほか、議事事務局、市役所一階の市民フロアー、各市民センター、各図書館、郵便局、JA各店などにも置いてありますので、ご自由にお持ちください。

町田市議会では、より清潔な政治を目指し公職選挙法より厳しい内容の政治活動における虚礼廃止に関する要綱を定めています。

町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する要綱

平成元年12月1日制定
平成2年2月1日改正

この要綱は、「町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する決議」に基づき、公職選挙法の規定にかかわらず、すべてにわたり清潔な政治活動を行うことにより市民の信託に応えるため制定するものである。

記

1. 企業・団体からの金品等の寄附は受けない。
2. 資金集めを目的としたパーティー・事業等は行わない。
3. 町内会・自治会、その他市の財政援助団体並びに公的行事への金品等の提供及び祝電・弔電は行わない。
4. 新聞等への個人名刺広告の掲載は行わない。
5. 答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）は廃止する。

附則

この要綱は、平成元年12月1日から適用する。

議会の会期日程や議案審議結果等の最新情報や議員の紹介過去の市議会だよりなどを掲載しています。

また、会議録の検索と本会議のライブ中継・録画放映をご覧いただけます。